

泉州支部会費規定

(制定根拠)

第1条 支部規約第19条に定める支部会費に関する取り扱いは、この規定に定めるところによる。

(金額)

第2条 個人会費は、年10,000円とする。

法人会員は、年10,000とする。

(納期)

第3条 会費は、前納するものとし、支部より送付される納付書にて速やかに納入するものとする。

2. 期の途中で入会する者は、入会月の属する期の残月数の会費を納入する。

附則

この規定は、昭和61年 4月 1日から実施

平成 8年 4月 1日改正

平成16年 3月26日改正 平成16年8月 1日より実施